

# 徳島県女性農業委員協議会 会則

平成26年11月13日

## (目 的)

第1条 この会は、徳島県内の女性農業委員の自主的な結集を図り、地域のリーダーとしての資質の向上に努めるとともに、会員相互の連携の下に農業・農村における男女共同参画の推進などを通じて、女性の視点を活かした農業委員会の一層の活動強化と活力のある農村社会の実現などに資することを目的とする。

## (名 称)

第2条 この会の名称は、徳島県女性農業委員協議会（以下、「本会」という。）とする。

## (事 業)

第3条 本会は、第1条の目的を達成するために次の事業を行なう。

- (1) 会員の資質の向上に関する活動
- (2) 県内外の農業振興、地域の活性化に関する研修や調査
- (3) 会員相互の交流とネットワークの強化
- (4) その他本会の目的の達成に必要な諸事業

## (会 員)

第4条 本会の会員は、徳島県内の女性の農業委員とする。

## (役 員)

第5条 本会の役員として会長1名、副会長2名及び理事2名以内を置く。

2. 役員は、会員のうちから総会で選任し、任期は3年とする。ただし、役員  
の改選により新役員が選任されるまで職責を負う。
3. 会長及び副会長及び理事は、役員により互選する。
4. 会長は、本会の業務を総括し、本会を代表する。
5. 副会長は会長を補佐し、会長に支障があるときはこれを代理する。

## (総 会)

第6条 本会は、毎年定期に総会を開くほか、必要なときは臨時総会を開く。

2. 総会に付議する事項は、次のとおりとする。
  - (1) 会則の設定又は変更
  - (2) 事業計画（及び収支予算）の設定並びに変更（軽微なものを除く）
  - (3) 役員を選任
  - (4) その他会長が特に必要と認めた事項
3. 総会は、会員の半数以上の出席（委任状を含む）によって成立し、その議  
決は出席会員の過半数をもって決する。
4. 総会の議長は会長が務める。

(役員会)

- 第7条 本会の会務の執行のため、必要に応じ役員会を開く。  
2. 役員会は会長が招集する。

(顧問)

- 第8条 本会に顧問を置くことができる。  
2. 顧問は、会長が推薦し総会で承認を得たものとする。

(経費)

- 第9条 本会の運営に必要な経費は、会員が自主的に納入する会費及び、その他の収入をあてる。

(会計年度)

- 第10条 本会の会計年度は、4月1日から翌年の3月31日までとする。

(事務局)

- 第11条 本会の事務局は、徳島県農業会議内に置く。

(その他)

- 第12条 この会則に定めるもののほか、本会の運営にあたって必要とする事項は、第6条の2及び第7条に定めるものを除き、会長が決するものとする。

(附則)

1. 設立時の役員の任期は、第5条の2の規定にかかわらず成立の日から平成29年度総会までとする。
2. この会則は平成26年11月13日から施行する。